

職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第15号

職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発促進法施行条例施行規則（平成25年岩手県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(専門課程の訓練基準) 第3条 [略]	(専門課程の訓練基準) 第3条 [略] <u>(条例第11条第7号の規則で定める者)</u> 第4条 <u>条例第11条第7号の規則で定める者は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第61条第1項に規定する一級の技能検定に合格した者とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。